

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用された求職者が、入社日以降 3 か月以内に、当該求職者の責に帰すべき事由により雇用契約を終了した場合(ただし、死亡または病気による退職を除く)は、受領した紹介手数料について、以下のとおり返還いたします。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 70%
- (2) 入社後 2 ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 50%
- (3) 入社後 3 ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 30%

なお、返戻金制度の詳細については、職業紹介契約書の定めによるものとします。